

令和 8 年度岐阜大学短期留学（派遣）奨学金第 1 次募集要項

1 趣 旨

この奨学金は、岐阜大学と学術交流協定を締結している外国の大学に、本学学則第 47 条又は大学院学則第 38 条の規定に基づき留学する学生（外国人留学生を除く。）に対して奨学金を支給することにより、学生の国際交流意識を高め、国際感覚を備えた人材の養成を図ることを目的とする。

2 対象者

令和 8 年度第 1 次岐阜大学交換留学生（派遣）募集要項に基づき、学術交流協定大学において令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの間に留学を開始し、1 学期又は 2 学期間の交換留学を希望する者のうち、学内選考を通過した者を対象に選考する。

3 奨学金の支給

選考順位に応じて、以下のとおり奨学金を支給する。

(1) 1～2 位 月額 4 万円

支給期間は 1 年以内とし、留学期間中に毎月在籍確認を実施したうえで支給する。

ただし留学期間中、ひと月の留学日数が 15 日未満になる場合、当該月の奨学金を支給しない。

(2) 3～4 位 15 万円

岐阜大学学則第 47 条に基づく留学許可後に一括支給する。

(3) 5～8 位 10 万円

岐阜大学学則第 47 条に基づく留学許可後に一括支給する。

4 奨学生の人数

本募集において採用する奨学生の人数は、8 名以内とする。

5 奨学生の決定

岐阜大学グローバル推進機構の議を経て奨学生候補者を選考し、当該候補者が留学先大学から入学許可を取得したときに、その者を奨学生として決定する。

6 奨学金支給の取消し及び中止

次のいずれかに該当する場合、奨学生としての資格を取消し又は奨学金の支給を中止するものとする。

(1) 交換留学を中止した場合

(2) 成業の見込みがないと判断された場合

(3) 交換留学生候補者としての資格を欠くこととなった場合

(4) 奨学生たるにふさわしくない非行があった場合

(5) 他の留学のための奨学金を受給する場合

7 奨学金の原資

奨学金は、岐阜大学基金から支出するものとする。

8 その他

(1) 奨学生として決定された者は、交換留学終了後 1 か月以内に「学習成果報告書」を留学支援室に提出すること。

(2) 奨学生には、帰国後、報告会や説明会への参加のほか、岐阜大学の国際化に関する業務への協力（海外留学等プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する場合がある。依頼があった場合、やむを得ない事情を除き可能な限り協力すること。